

農協をめぐる3つの乖離

農家および農協の正組合員の高齢化と減少や農業生産の長期的な減少、農業生産に占める法人のウェイトの増加など、農協をめぐる状況は近年大きく変化している。このような、①農業や組合員の実態、と②農協の事業運営、そして③農協制度には大きく3つの乖離が生じていると思われる。

第1は、組合員の実態と農協の事業運営体制の乖離である。

正組合員が高齢化し、その数も減少が続く一方、准組合員が増加しているため、正組合員数と准組合員数はほぼ同水準となっている。一方、農協の組織への参加や事業利用の中心は正組合員である。すなわち、農家組合などの集落組織は正組合員が中心に参加、女性部や青年部も正組合員またはその家族が会員の大多数を占めている。農業関連事業はもとより、信用、共済事業でも正組合員の利用率は准組合員や組合員以外の利用率を上回るとみられる。農協の事業推進体制も正組合員向けが中心となっている。

また、近年、農業に関する新規の資金需要は大規模経営、農業法人中心と思われるが、農協の農業融資は農家を主な対象としている。

第2は、組合員の実態と農協制度との乖離である。

上記のように正組合員数と准組合員数はほぼ同水準となっているが、農協の組合員制度では、正組合員のみ総会の議決権と総代の選挙権、被選挙権があり、理事会の理事の3分の2以上は正組合員であるなど農協のガバナンスは正組合員中心である。

また、2008年10月に当研究所が全中と共同で実施したアンケートでは、正組合員、准組合員、および農協利用者の農協に対する期待には、農業生産や農業所得向上など農業に関することとともに、地域住民のくらしの向上や地域の自然環境の保護など地域に関するものも強かった。一方、農協法は「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」を直接の目的としている。

第3は、農業の実態と農協の事業運営の乖離である。

農家が減少する一方で農業生産法人数は年々増加しており、2010年には1万2千法人となった。販売農家数163万戸と比較すると経営体の数では少ないが、畜産や花きでは農業生産全体に占める農業法人のウェイトはかなり高い。また、集落営農組織に加入している農家数は全農家の約2割を占めるに至っており、農業構造における組織化は急速に進展している。一方、農業法人協会会員に対するアンケートによれば、会員の9割は農協の正組合員であるものの農協の販売事業の利用は約4割にとどまっており、法人のニーズに農協が対応できていない部分があることが読み取れる。

以上のような農業、組合員の変化に対応して、すでに、准組合員に対する事業推進や意思反映の機会を設ける、農業法人との結びつきを強めるといった取組みを行っている農協もある。今後も実態の変化を踏まえた制度や事業の検討が必要であろう。

((株)農林中金総合研究所 調査第一部長 斉藤由理子・さいとうゆりこ)